

白水雪奨学資金運用細則

平成16年度九大細則第27号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 3年 5月 1日

(趣旨)

第1条 元九州大学教養部事務長故白水雪氏の遺族の寄附による「アジア地域からの私費留学生奨学育成のための奨学基金」に基づく奨学資金の運用については、この細則の定めるところによる。

(奨学金)

第2条 前条の基金により給付する学資を白水雪奨学金（以下「奨学金」という。）と称する。

(運営委員会)

第3条 この奨学資金の運用に関し、必要な事項を審議するため運営委員会を置き、国際交流委員会をもって充てる。

(奨学生の資格)

第4条 奨学金を給付される学生（以下「奨学生」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) アジア地域の国からの私費留学生であって、在留資格「留学」を有し、九州大学（以下「本学」という。）に1年以上在学するもの
- (2) 人物及び学業ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難と認められる者

(奨学金の給付の期間及び額)

第5条 奨学金を給付する期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、給付の額は、月額10万円とする。

(願書の提出)

第6条 奨学金の給付を受けようとする者（以下「出願者」という。）は、次の各号に掲げる書類を毎年4月30日までに、所属部局長に提出しなければならない。

- (1) 願書
- (2) 学業成績証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 指導教員の推薦状
- (5) 在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、出願者が本人であることを確認するに足りるものの写し

(奨学生の決定)

第7条 部局長は、前条の出願者のうちから1人を選考の上、総長に推薦する。

2 総長は、前項により推薦された者の中から運営委員会の議を経て、奨学生を決定する。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、6月、7月、9月、11月、1月及び3月に、それぞれ2月分を本人に交付する。

2 前項の交付に関する事務は、財務部経理課において行う。

(奨学金の交付の停止)

第9条 総長は、奨学生が休学したとき、又は長期にわたり欠席したときは、部局長の報告に基づき、当該事実の発生した日の属する月の翌月（これらの日が月の初日である場合は、その日が属する月）分からの奨学金の交付を停止する。

(奨学金の交付の復活)

第10条 総長は、前条の停止事由が消滅したときは、部局長の報告に基づき、停止事由が消滅した日の属する月分からの奨学金の交付を復活する。

(奨学金の給付の廃止)

第11条 総長は、奨学生が次の各号の1に該当する場合は、部局長の報告に基づき、当該各号に該当する日の属する月の翌月（これらの日が月の初日である場合は、その日が属する月）から奨学金の給付を廃止する。

- (1) 休学し、復学の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 退学又は除籍になったとき。
- (4) その他第4条に規定する奨学生の資格を失ったとき。

第12条 前条の規定により、年度中途において奨学金の給付を廃止された者がある場合の当該年度における奨学生の追加補充は、行わない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大細則第23号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大細則第2号）

この細則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和3年度九大細則第5号）

この細則は、令和3年5月1日から施行する。